国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第９号

平成30年５月10日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 30 年５月 30 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第D186号
２．名称　Mettler-Toledo (Changzhou) Measurement Technology LTD
３．住所　111, West Taihu Road, XinBei District, Changzhou, JiangSu 213001 China
４．特定計量器の種類　非自動はかり

１．承認番号　第H182号
２．名称　西鉄城精電科技（江門）有限公司
３．住所　中華人民共和国廣東省江門市江海区金星路399號Ｃ棟
４．特定計量器の種類　抵抗体温計

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　**西本**　哲也
　登録番号　35171
　事 務 所　大阪府泉大津市東豊中町１－４－６　三和辻川ビル２
　いずみおおつ法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　平成30年５月７日
平成 30 年５月 15 日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

長野県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けている、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 30 年５月 30 日

長野県知事　阿部　守一

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

信州人参加工販売協同組合

長野県東御市県554番地

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

２　この処分については上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 30 年５月 30 日　　愛知県教育委員会

１　失効した免許状
⑴　氏名及び本籍地　鈴木　栄夫、愛知県
⑵　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
ア　高等学校教諭２級普通免許状　理科、昭63高２普第881号、平成元年３月31日、愛知県教育委員会
イ　中学校教諭１級普通免許状　理科、昭63中１普第771号、平成元年３月31日、愛知県教育委員会
ウ　小学校教諭１級普通免許状、昭63小１普第796号、平成元年３月31日、愛知県教育委員会
２　失効年月日　平成30年３月30日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 30 年５月 30 日　　愛知県教育委員会

１　失効した免許状
⑴　氏名及び本籍地　富山　明生、愛知県
⑵　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
ア　高等学校教諭１種免許状　数学、平６高１第4208号、平成７年３月31日、愛知県教育委員会
イ　高等学校教諭１種免許状　情報、平27高１第93号、平成27年10月31日、愛知県教育委員会
ウ　中学校教諭１種免許状　数学、平６中１第3002号、平成７年３月31日、愛知県教育委員会
２　失効年月日　平成30年５月11日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

平成 30 年５月 30 日　　群馬県教育委員会

１　取上げ処分となった免許状
⑴　氏名及び本籍地　中村　拓馬、群馬県
⑵　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者
①　中学校教諭一種免許状（保健体育）、平26中一種第27号、平成26年12月31日、群馬県教育委員会
②　高等学校教諭一種免許状（保健体育）、平26高一種第48号、平成26年12月31日、群馬県教育委員会
２　取上げ処分年月日　平成30年５月11日
３　取上げ処分の事由
教育職員免許法第11条第３項該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により次の免許状の取上げ処分を行った。

平成 30 年５月 30 日　　愛知県教育委員会

１　取上げ処分を行った免許状
⑴　氏名及び本籍地　佐野　由樹、三重県
⑵　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
高等学校教諭１種免許状　情報、平27高１第903号、平成28年３月18日、愛知県教育委員会
２　処分年月日　平成30年４月20日
３　処分事由
教育職員免許法第11条第３項該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の女性、頭蓋骨の一部のみ

上記の者は、平成29年５月７日午後３時30分頃、加賀市橋立町フ92番地所在の加佐岬灯台から真方位338度14.5海里付近海上において、底曳き網漁船が揚収した網より発見されました。

身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市地域福祉課まで申し出てください。

平成 30 年５月 30 日

石川県　　加賀市長　宮元　　陸